

許可申請書

平成 年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所

氏名

㊞

T E L

担当者
T E L

]

別紙のとおり河川法第 条の許可を申請します。
河川法施行令 条

備考

- 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 河川法施行規則第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

河川法第23条：流水占用－水利使用－

(乙の1)

(水利使用)

1. 河川の名称 級河川 川水系 川
2. 水利使用の目的
3. 取水口、注水口又は放水口の位置
4. 取水量等
5. 取水の方法
6. 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占 用 面 積	摘 要

7. 土地の掘さく等

種 類	場 所	土 地 の 面 積	摘 要

8. 水利使用の期間

9. 工 期

河川法第24条：土地の占用

(乙の2)

(土地の占用)

1. 河 川 の 名 称

2. 占用の目的及び態様

3. 占 用 の 場 所

4. 占 用 面 積

5. 占 用 の 期 間

備 考

1. 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
2. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川法第25条：河川産出物の採取

(乙の3)

[河川産出物の採取]

1. 河川の名称

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4. 河川の産出物の種類及び数量

5. 採取の方法

6. 採取の期間

備考

- 1 土石の採取にあっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
 - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあっては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川法第26条：工作物の新改築・除却

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

1. 河川の名称

2. 目的

3. 場所

4. 工作物の名称又は種類

5. 工作物の構造又は能力

6. 工事の実施方法

7. 工期

8. 占用面積

9. 占用の期間

備考

1. 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
2. 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
3. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川法第27条：土地の掘さく等

(乙の5)

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1. 河川の名称

2. 行為の目的

3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積

4. 行為の内容

5. 行為の方法

6. 行為の期間等

河川法第28条：竹木の流送等

(乙の6)

(竹木の流送)

1. 河川の名称及び流送区間

2. 流送する竹木の種類及び数量

3. 流送の方法

4. 流送の期間

5. 着地点における竹木の収集の方法

備考

1. 「竹木の種類及び数量」については、竹木をその長さ及び太さごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
2. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川法第29条：河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為

(乙の7)

(物件の洗浄)

1. 河川の名称及び洗浄の場所

2. 洗浄の目的

3. 洗浄する物の種類及び数量

4. 洗浄の期間

備考

1. 「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの態様ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
2. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河川法第29条：河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為

(乙の8)

(物件の堆積又は設置)

1. 河川の名称及び堆積又は設置の場所

2. 堆積又は設置の目的

3. 物件の種類及び数量

4. 堆積又は設置の期間

5. 堆積又は設置に係る土地の面積

6. 洪水又は高潮のおそれがある場合における措置

備 考

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

別記様式第八の三

汚 水 排 出 届 出 書

平成 年 月 日

大分県知事殿

届出人住所

氏名又は名称



河川法施行令第 条 の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称

2. 汚水を排出しようとする場所

3. 汚水の排出の方法及び期間

4. 排出しようとする汚水の量

5. 排出しようとする汚水の水質

6. 排出しようとする汚水の処理の方法

備 考

1. 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3. 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
4. 「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の右左岸の別を記載すること。
5. 「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。
6. 「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。
7. 「排水しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質量その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。
ただし、その他の項目については、汚水の種類に応じ必要な範囲で記載すれば足りる。
8. 「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈殿法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈殿池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。

○ ○ 廃 止 届

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 団

平成 年 月 日付け指令 第 号により許可を受けた下記の権利については、
廃止したので、この旨お届けします。

記

1 河川の名称 級河川 川水系 川

2 場 所

3 権利の内容 河川法第 条

4 理 由

